優良産廃処理業者認定制度

「事業の透明性」に係る基準に基づく 適合証明サービスのご案内

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団令和2年10月(令和4年10月改訂)

<u>目次</u>

1.	適合証明サービスでできること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	ご利用上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	ご利用申込方法~①基準適合確認・通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4.	ご利用申込方法~②適合証明書発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5.	適合証明書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
6.	利用同意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

1. 適合証明サービスでできること

(1)情報更新の都度、基準適合の確認・通知が受けられる

- 「さんぱいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報の更新を行った都度、**弊財団にて基準適合**性を確認し、その結果修正等が必要な場合にメールにて通知いたします。
- このメールの通知内容に沿って公表情報の修正等を行っていただくことで、基準に適合した情報公表を継続することができます。

(2)入力状況、更新頻度到来をリアルタイムで確認できる

- 「さんぱいくん」上の「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報を編集する画面上で、未登録の箇所がある旨や情報 更新を行うべき時期の到来などのメッセージを表示させる機能を提供いたします。
- これにより、未登録箇所や更新期限の到来を適切に把握することができ、特に「1年に1回以上」の更新頻度の項目に ついて、情報更新を失念することを未然に防ぐことができます

(3) 適合証明書の発行を受けられる

- 「さんぱいくん」上に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報が、同基準に適合することを証明する書類(適合証明書)の発行を受けることができます。
- これまでは、公表情報の公表開始や情報更新を行った都度、公表情報を掲載したインターネット上のページを印刷・保存し、優良認定の申請時には基準に適合することを証明するためにこれらの多くの書類を所管自治体に提出していたものが、この適合証明書のみを提出すれば済むようになり、大幅に負担を軽減できるようになります。

2. ご利用上の注意

適合証明サービスのご利用に際しては、利用料・手数料を申し受けます(有料のサービスです)。

● 適合証明サービス(①基準適合確認・通知、②適合証明書発行)のご利用に際しては、「さんぱいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報の基準適合性の確認や適合証明書の発行に際しての利用料・手数料として、次頁のとおりのご負担をお願いしています。

適合証明サービスが証明する対象は、「さんぱいくん」上に入力した情報のすべてではありません。

- 適合証明サービスが証明する対象の情報は、「さんぱいくん」上の「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」で入力した情報のみです。
- 「さんぱいくん」上の「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」以外の場所で入力した情報(自社で作成したホームページの情報など)は、**適合証明サービスの対象外**です。

適合証明サービスは、すべての方が利用できるものではありません。

● 適合証明サービスをご利用いただくには、以下の前提条件があります。前提条件のすべてを満たさないと、適合証明サービスはご 利用いただけません。

【前提条件】

- ① 「さんぱいくん」を利用して、「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報を作成・公表していること
- ② 「履歴証明サービス」を利用していること(利用可能な状態であること)
- また、適合証明サービスのうち、**適合証明書発行の申込を行うには、基準適合確認・通知を利用していることが必要**です。

適合証明書のお申込~発行には、約1か月を要します。(すぐには発行されません)

● 10ページをご参照ください。

産廃情報ネットご提供サービスの内容・利用料金

サービス		サービス内容	料金(税込)
	1)さんぱいくん利用 【既存】	● 自社情報(公表情報^{※1}を含む)の登録、更新、公表● 利用は任意。	無償
	2)履歴証明サービス 【既存】	 ◆ 公表情報*1の更新履歴の閲覧、印刷 ◆ 過去の日付の公表情報*1の閲覧、印刷 ◆ 利用は任意であり、1)の利用が前提 	1 ユーザあたり 年間 3 万円
	3)適合証明サービス 【New!!】	 ①基準適合確認・通知 ● 公表情報^{※1}の未登録箇所のシステムによる自動チェック(自社情報の登録画面^{※2}上にメッセージ表示) ● 公表情報^{※1}のうち、更新頻度が「1年に1回以上」の情報項目の更新期限到来をシステムによる自動チェック(自社情報の登録画面^{※2}上にメッセージ表示) ● 公表情報^{※1}を更新の都度、基準適合性を弊財団にて確認、修正等が必要な場合にメール通知 ● 利用は任意であり、1)・2)の利用が前提 	1 ユーザあたり 年間 3 万円
		②適合証明書発行● 適合証明書の発行申込に応じてメール送信● 利用は任意であり、1)·2)·3)①の利用が前提	許可1件につき 3千円

※1:「さんぱいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報

※2:「さんぱいくん」上の「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報を編集する画面

3. ご利用申込方法~①基準適合確認・通知

- 適合証明サービスのうち、「①基準適合確認・通知」のご利用申込みは、以下の手順にて「さんぱいくん」画面から行うことができます。
- 申込・利用は、「さんぱいくん」及び「履歴証明サービス」(P.4の表参照)を利用していることが前提です。



- 「さんぱいくん」にログイン(ユーザーID、パスワードの入力が必要) して、「処理業者データ登録・変更メニュー」画面にアクセスします
- 「①基準適合確認・通知」の有効期間は「1年間」です。 有効期間は、次頁 3 の画面でご確認いただけます。
- ・ 有効期間終了の1か月前から、ご利用延長手続きを行うことができます。 次頁 3 の画面に「延長手続き」のボタンが表示されますので、クリックし、延長手続 を行ってください。
- ▶ 利用期間が終了した状態が長く続きますと、貴社公表情報に対する確認・ 通知を行うことができず、適合証明書の申込・発行も致しかねます。

適合証明書の発行に際しては、貴社公表情報の現状だけでなく、過去における更新履歴・更新内容についても確認する必要がございます。「①基準適合確認・通知」のご利用がない期間においては、この確認(及び通知)が行えないため、お申込みいただいた期間での適合証明書の発行ができないことがありますので、適合証明書が必要ではない期間においても継続してご利用ください。

● 「■【適合証明サービス】基準適合確認・通知の利用申込みの手続き」のところの「利用者情報を確認する」のリンクをクリックします

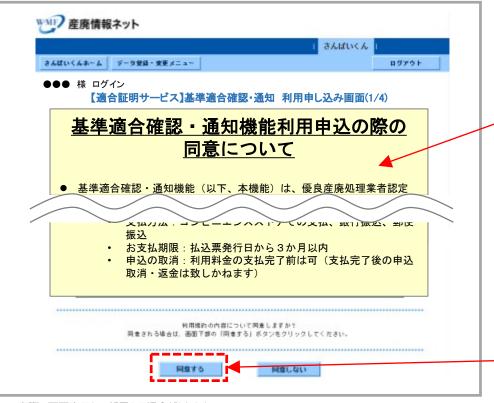
※実際の画面表示と一部異なる場合があります

画面遷移(次頁へ)



「■現在の利用状況」欄の下方にある「申し込み」ボタンをクリックし ます

※実際の画面表示と一部異なる場合があります 画面遷移



● 表示される同意事項についてご確認ください 同意事項の詳細は、実際の画面又はP.16をご確認ください。

「同意する」ボタンをクリックします



6 ● ご担当される方について、全ての項目を入力します

7 ● 「登録」ボタンをクリックします



8 ● 6 で入力した内容が正しく表示されていることを確認します

- 「はい」ボタンをクリックします
 - 表示内容を修正する場合は「いいえ」をクリックします(前頁の画面に戻ることができます)



お申込み手続きはこれで完了です。

● 「データ登録・変更メニューへ」ボタンをクリックすると、 画面に戻ります

- ※実際の画面表示と一部異なる場合があります
 - お手続き完了後3~5営業日中に、請求書兼払込取扱票がお手元に郵送されますので、払込取扱 票を使って料金をお支払いください。
 - 料金は、コンビニエンスストア、銀行、郵便局にてお支払いください。なお、利用可能なコンビニエンススト アは、払込取扱票の裏面をご確認ください。
 - コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、手数料は無料です。銀行・郵便局でのお支払いの場合、 手数料は貴社にてご負担いただけますようお願いいたします。
 - ◆ ネットバンキングはご利用いただけません。
 - 本機能が実際にご利用できる状態となるのは、料金のお支払いに関するデータが弊財団にて確認で きてからとなります。
 - 料金のお支払い後、コンビニエンスストアでのお支払いの場合は約1週間後、銀行・郵便局でお支払い の場合は2~3営業日後から、本機能が実際にご利用いただけます。

4. ご利用申込み方法~②適合証明書発行

- 適合証明サービスのうち、「②適合証明書発行」のご利用申込みは、以下の手順にて「さんぱいくん」画面から行うことができます。
- 申込は、「さんぱいくん」、「履歴証明サービス」及び「①基準適合確認・通知」(P.4の表参照)を利用していることが前提です。



画面遷移(次頁へ)

※実際の画面表示と一部異なる場合があります

1

▶ 「さんぱいくん」にログイン(ユーザーID、パスワードの入力が必要) して、「処理業者データ登録・変更メニュー」画面にアクセスします

適合証明書のお申込~発行には、約1か月を要します

<適合証明書発行までの流れ>

- 弊財団にて公表情報の内容・更新履歴等(*1)を確認(*2)
- ② 確認結果をメール通知 (修正が必要な事項、要確認事項等)
- ③ 通知メールに沿って貴社にて公表情報を修正、要確認事項への回答等
- ④ 修正内容・回答内容等を**弊財団にて確認**
- ⑤ 適合証明書(PDFファイル)を**発行・メール納付**
- ※ 修正が必要な事項・要確認事項等が解消されるまで①~④を繰り返すため、お申し込み から発行・納付まで、一般的に約1か月を要します。
- *1:貴社による「さんぱいくん」上での公表情報の内容・更新履歴・集計対象期間が、公表開始以来の約6か月間、又は、現行許可(更新しようとしている許可)の許可日以来の約7年間において基準に適合しているかどうかを確認します。
- *2:確認の結果、適合証明書が発行できないことがあります。

● 「■【適合証明サービス】適合証明書発行申し込みの手続き」のと ころの「利用者情報を確認する」のリンクをクリックします ¹⁰

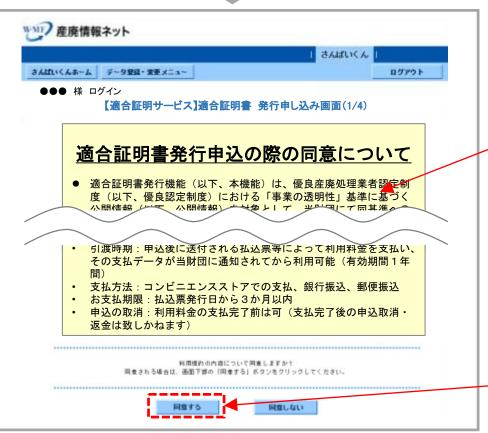
2



※実際の画面表示と一部異なる場合があります



画面遷移



● 「■現在までの発行申込履歴」欄の下の「申し込み」ボタンをクリックします

● 表示される同意事項についてご確認ください

● 同意事項の詳細は、実際の画面又はP.16をご確認ください。

5 ● 「同意する」ボタンをクリックします

● 発行する適合証明書への記載事項等について、全ての項目を入 力します

▶「許可番号」欄 証明書発行の対象となる許可証の許可番号を入力します。

▶「適合証明対象期間」欄 開始年月日は、現行の許可が優良許可(有効期間7年)の 場合はその許可年月日を、通常の許可(有効期間5年)の場 合は許可更新の申請日から6か月以上遡った日付を入力します (申請日時点で6か月以上の情報公表が必要なため)。

▶「証明書納付希望日」欄 自治体への申請予定日の前日又はそれに近い日づけを入力します。(証明書はメールにより納付します。) ただし、申込日から1か月以内の日付はご入力いただけません。

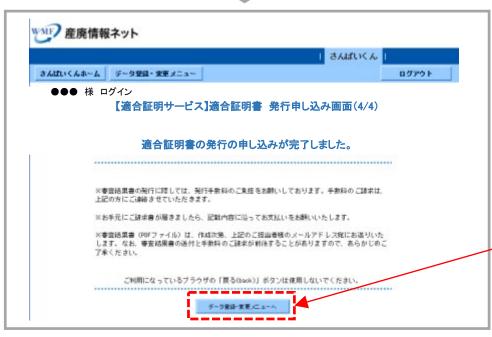
- ▶「自治体への申請予定日」欄 自治体への申請予定日を入力します。 未定の場合、およその目安の日づけで構いません。
- ▶ 「特記事項」欄 その他ご要望(証明期間のご要望、許可更新の前倒し申請 等)などがあれば適宜ご入力ください。
- 7 ご担当される方について、全ての項目を入力します。
- 8 「登録」ボタンをクリックします



※実際の画面表示と一部異なる場合があります

9 ● 6 で入力した内容が正しく表示されていることを確認します

「はい」ボタンをクリックします表示内容を修正する場合は「いいえ」をクリックします(前頁の画面に戻ることができます)



111 ● お申込み手続きはこれで完了です。

「データ登録・変更メニューへ」ボタンをクリックすると、 画面に戻ります

1 0

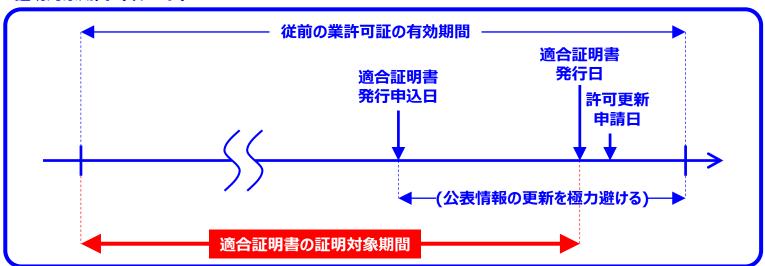
- 適合証明書発行後に請求書兼払込取扱票を発送いたします。お手元に届きましたら払込取扱票を 使って料金をお支払いください。
- 料金は、コンビニエンスストア、銀行、郵便局にてお支払いください。なお、利用可能なコンビニエンスストアは、払込取扱票の裏面をご確認ください。
- コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、手数料は無料です。銀行・郵便局でのお支払いの場合、 手数料は貴社にてご負担いただけますようお願いいたします。
- ネットバンキングはご利用いただけません。
- <u>適合証明書は、適合確認結果をお知らせする通知メールに基づく修正等のやりとり(一般的に約1か月)を経た上で発行しており、修正が完了して公表情報の基準適合を最終確認した後、通常2</u>~5営業日程度で発行しています。
- 適合証明書は、PDFファイルを原本として、お申込者のメールアドレスにお送りする形で納付します。

5. 適合証明書について

- 適合証明書は、ユーザが「さんぱいくん」上に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報が、同基準に適合することを証明するものであり、情報の内容の真偽について保証するものではありません。
- ◆ 公表情報に虚偽を含む等疑義が生じた場合、適合証明書を発行できない場合があります。
- 適合証明書の利用によって生じた損害は、当財団は一切の責任を負いません。
- 適合証明書は、優良認定の申請の際に「事業の透明性」に係る基準に適合することを証明するための提出書類であることから、産業廃棄物処理業※の許可証単位で発行いたします。
- ※産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業
- 適合証明の証明対象期間は、原則として、従前の業許可証の許可年月日から、 許可更新申請日に近い、証明書発行の前日までとします。

(以下イメージ図参照)

証明対象期間(イメージ)



適合証明書(書式イメージ)



優良産廃処理業者認定制度 事業の透明性の基準適合証明書

1. 確認対象

■企業名 ●●●●●株式会社

■ 業許可番号 12345678901

■期 間 YYYY(平成YY)年MM月MM日から YYYY(令和YY年)MM月DD日まで

2. 確認結果

上記1における優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項が、 産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する 者の基準に適合することを証明する。

※適用基準: 廃棄物の処理及び循導に関する法律施行規則第9条の3第2号、同規則第10条の12の2第2号、同規則第10条の4の2第2号及び同規則第10条の16の2 第2号に定める基準

YYYY(令和YY)年MM月DD日

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

興報 加藤幸男

YYMMDD-SKS-00000001

6. 利用同意事項について

基準適合確認・通知機能利用申込の際の同意について

- 基準適合確認・通知機能(以下、本機能)は、優良産廃処理業者認定制度(以下、優良認 定制度)における「事業の透明性」基準に基づく公開情報(以下、公開情報)を対象とし て、当財団にて同基準への適合の確認・通知を行うものです。
- 本機能によって弊財団が確認を行う公開情報は、原則として、弊財団が運営するWebサイト 「さんぱいくん」に登録されたものとします。
- 本機能は、ユーザが「さんぱいくん」に登録した公開情報が、優良認定制度における「事業の透明性」基準を満たすものであるかを確認し、その結果をユーザに通知するものであり、公開情報の内容の真偽について保証するものではありません。
- 本機能の利用によって生じた損害は、当財団は一切の責任を負いません。
- 本機能は、有償(1ユーザあたり3万円、税込、有効期間1年間)です。
- 本機能は、「履歴証明サービス」について利用可能な状態にあるユーザが申し込むことが できます。
- 本機能は、申込後に送付される払込票等によって利用料金を支払い、その支払データが当 財団に通知されてから利用可能となります。 (通常期では支払完了から3~5日程度を要 します)
- 本機能の利用可能期間は、支払データが当財団の通知された日から起算して、翌年の同日 の前日までとします。

【特定商取引法に基づく表記】

- 運営法人名:公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
- 運営統括責任者 : 加藤幸男
- 所在地:東京都港区虎ノ門1-1-18ヒューリック虎ノ門ビル10階
- 連絡先:電話03-4355-0160/メールアドレスkaiji@sanpainet.or.jp
- 商品代金以外の必要料金:振込手数料(銀行、郵便局を利用の場合のみ)、消費税
- 引渡時期:申込後に送付される払込票等によって利用料金を支払い、その支払データが当財団に通知されてから利用可能(有効期間1年間)
- 支払方法:コンビニエンスストアでの支払、銀行振込、郵便振込
- お支払期限:払込票発行日から3か月以内
- ・ 申込の取消:利用料金の支払完了前は可(支払完了後の申込取消・返金は致しかねます)

適合証明書発行申込の際の同意について

- 適合証明書発行機能(以下、本機能)は、優良産廃処理業者認定制度(以下、優良認定制度)における「事業の透明性」基準に基づく公開情報(以下、公開情報)を対象として、当財団にて同基準への適合の確認を行い、公開情報が同基準に適合することを証明する書面(以下、適合証明書)の発行を行うものです。
- 本機能によって弊財団が確認を行う公開情報は、原則として、弊財団が運営するWebサイト「さんぱいくん」に登録されたものとします。
- 本機能及び適合証明書は、ユーザが「さんぱいくん」に登録した公開情報が、優良認定制度における「事業の透明性」基準を満たすことを証明するものであり、公開情報の内容の真偽について保証するものではありません。
- 公開情報に虚偽を含む等疑義が生じた場合、適合証明書を発行できない場合があります。
- 本機能及び適合証明書の利用によって生じた損害は、当財団は一切の責任を負いません。
- 本機能は、有償(適合証明書1通あたり3千円、税込、業許可番号単位で発行)です。
- 適合証明書は、優良認定の申請の際に「事業の透明性」に係る基準に適合することを証明する ための提出書類であることから、産業廃棄物処理業(産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分 業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業)の許可証単位で発行いたし ます。
- 本機能は、「履歴証明サービス」並びに「基準適合確認・通知機能」について利用可能な状態 にあるユーザが申し込むことができます。
- 本機能の利用料金は、申込後に送付される払込票等によってお支払いください。
- 適合証明書は、適合確認結果の通知メールに基づく修正等のやりとり(一般的に1週間~10日程度)を経た上で発行しており、修正が完了して公表情報の基準適合を最終確認した後、通常2~5営業日程度で発行しています。
- 適合証明書は、お申込者のメールにPDFファイルにてお送りする形で納付します。

【特定商取引法に基づく表記】

- 運営法人名:公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
- 運営統括責任者 : 加藤幸男
- 所在地:東京都港区虎ノ門1-1-18ヒューリック虎ノ門ビル10階
- 連絡先:電話03-4355-0160/メールアドレスkaiji@sanpainet.or.jp
- 商品代金以外の必要料金:振込手数料(銀行、郵便局を利用の場合のみ)、消費税
- 引渡時期:適合証明書発行後に送付される払込票等による利用料金支払
- 支払方法:コンビニエンスストアでの支払、銀行振込、郵便振込
- お支払期限:払込票発行日から3か月以内
- 申込の取消:適合証明書発行前は可(適合証明書発行後の申込取消・返金は致しかねます)

本サービスに関するご質問等は、以下までお問い合わせください。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 調査認証チーム

電話 : 03-4355-0160

(平日10:00~12:00/13:00~17:00)

メール : kaiji@sanpainet.or.jp